

制定 2025 年 4 月 1 日

南陽グループ 人権方針

株式会社南陽及び関係会社（以下、「当社グループ」という。）は、人権尊重の重要性につき認識しており、これまでも「企業倫理規程」に定める行動基準に基づき、高い倫理観をもって行動することに努めてまいりました。当社グループの事業による人権への負の影響を防止・軽減するため、人権方針を策定し、人権尊重の責任を果たしてまいります。

1. 適用範囲

本方針は、当社グループで働く役員、従業員等すべての者に適用されます。また、取引先・得意先及びその関係者等すべてのビジネスパートナーに対し、本方針を支持いただけるよう期待し、働きかけを行ってまいります。

2. 当社グループが重要と考える人権課題

- ・ハラスメントの禁止

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のあらゆるハラスメント行為を行いません。

- ・多様性の尊重と差別の禁止

各人の人権と多様性を尊重し、人種・性別・国籍・宗教・障がい・性的指向など遂行すべき業務と何ら関係のない属性等を理由に差別を行いません。

- ・強制労働・児童労働の排除

人身売買や奴隷を含めたいかなる強制労働・児童労働も許容しません。

- ・職場の安全と労働法規の遵守

職場の人々が安全で衛生的な職場で働けるよう、環境を整備するとともに、労働法規を遵守し、結社の事由や団体交渉権を尊重し、管理者が過度な労働を強制するような行為は行わせません。

3. 人権デューデリジェンス

当社グループは、事業に関連する人権への負の影響を特定し、その防止や軽減に努めます。

4. 救済・是正

当社グループは、当社グループの事業活動において人権への負の影響が発生した、または助長した場合には適切な手続きを通じその救済・是正に努めます。

また、当社グループならびに取引先様の従業員が人権に関する懸念事項について利用可能な通報窓口を設置し、その実効性向上に努めてまいります。

5. 教育

当社グループは、本方針の浸透のため、すべての役職員に対し周知するとともに、教育研修を通じて、人権啓発を行います。

6. ステークホルダーとの対話・協議

当社グループは、必要に応じ関連するステークホルダーとの対話や協議を行うことにより、人権尊重への取組みを改善してまいります。

7. 情報開示

当社グループは、取締役会にて本方針を決議し、広く一般に開示するとともに、本方針に基づく取組みについて適宜開示いたします。

本方針に関するお問い合わせにつきましては、下記までお願いいたします。

株式会社南陽 人事総務部

(電 話) 092-472-7331

(ファックス) 092-452-2135

以上